

輸入食品に対する検査命令の実施について(タイ産グリーンアスパラガス)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
タイ産グリーンアスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	EPN*	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、タイ産グリーンアスパラガスから基準値を超えるEPNを検出したことから、検査命令を実施するもの。

* 有機リン系殺虫剤

<参考1> タイ産グリーンアスパラガスのEPNに係る違反事例

1 品名:生鮮グリーンアスパラガス

輸入者:シーオン 株式会社

輸出者:TANIYAMA SIAM CO., LTD.

届出数量及び重量:153カートン、592kg

検査結果:EPN 0.14 ppm*¹(基準値:0.01ppm*²)

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成19年10月15日

措置状況:全量消費済み

2 品名:生鮮グリーンアスパラガス

輸入者:昭和貿易 株式会社

輸出者:RIVER KWAI INTERNATIONAL FOOD INDUSTRY CO., LTD.

届出数量及び重量:100カートン、360kg

検査結果:EPN 0.02ppm(基準値:0.01ppm*²)

届出先:関西空港検疫所

違反確定日:平成20年6月23日

措置状況:調査中

*1 EPNの許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg当たり0.0014mg/日であることから、体重60kgの人がEPNが0.14ppm残留したグリーンアスパラガスを毎日約600g摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

*2 EPNは、グリーンアスパラガスには0.01ppmの基準値が適用されますが、例えば、米やねぎには0.1ppm、カボチャには0.2ppmの基準値が設定されています。

<参考2> タイ産グリーンアスパラガスの輸入実績

平成19年1月1日から平成20年6月23日:速報値

品目	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*	違反件数
生鮮:冷蔵	5,993	4,602	1,066	EPN(2)、ジウロン(1)
冷凍	4	1	0	0
加熱後摂取冷凍食品	39	307	23	0
合計	6,036	4,910	1,089	3

* 残留農薬に係る検査